

他機関の保健師等との協働による 50人未満事業場の 保健指導支援体制構築

○奥田 昌之、吉武 朋子
山口産業保健総合支援センター

2019年11月7日
労働者健康安全機構本部1階大会議室

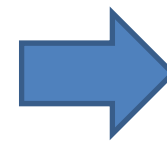
1-1. はじめに

平成29年度 2地域

小規模事業場へ支援活動の内容紹介
保健師による保健指導サービス提供

課題

- 1) **保健指導の需要はあったが、**
利用したい事業場は少なかった。
- 2) 実施した2/9地域以外の事業場の
需要は分からなかった。
- 3) 意見聴取との違いが
理解されていなかった。
- 4) 保険組合の行う保健指導との違いが
理解されていなかった。



需要に
適切に対応する

本調査研究の計画は、労働者健康安全機構産業保健調査研究倫理委員会で承認を受けた。

研究者は、センターの相談員等であること以外に、報告すべき利益相反はない。

1-2. 目的

サービス提供の量・地域を拡大するには、人的資源などの不足がある。

1)人

どのような形で当センターの活動と協会けんぽとが協働した保健事業を展開できるかを検討した。

2)場所(地域)

地域窓口全体にチラシを配布し、保健指導サービス利用に結び付ける効果を検討し、平成29年度調査と比較した。

多くの事業場に向けて発送費用を抑えたチラシ作成方法・郵送方法を検討した。

3)保健指導

産業保健総合支援センターの保健指導についての課題を明らかにした。

2-1. 方法(1) 協会けんぽとの協働活動 に向けて

- 保健師の配置(準備)
当センター(平成30年7月から)
徳山窓口(平成31年1月から)
同じ立場で話し合いができる。
- (平成31年1月)
協会けんぽと協働作業について話し合い
参加者 協会けんぽと当センターの保健師
協働活動の方向性、実施事業について

2-1. 結果(1)

平成30年12月18日

～平成31年3月11日

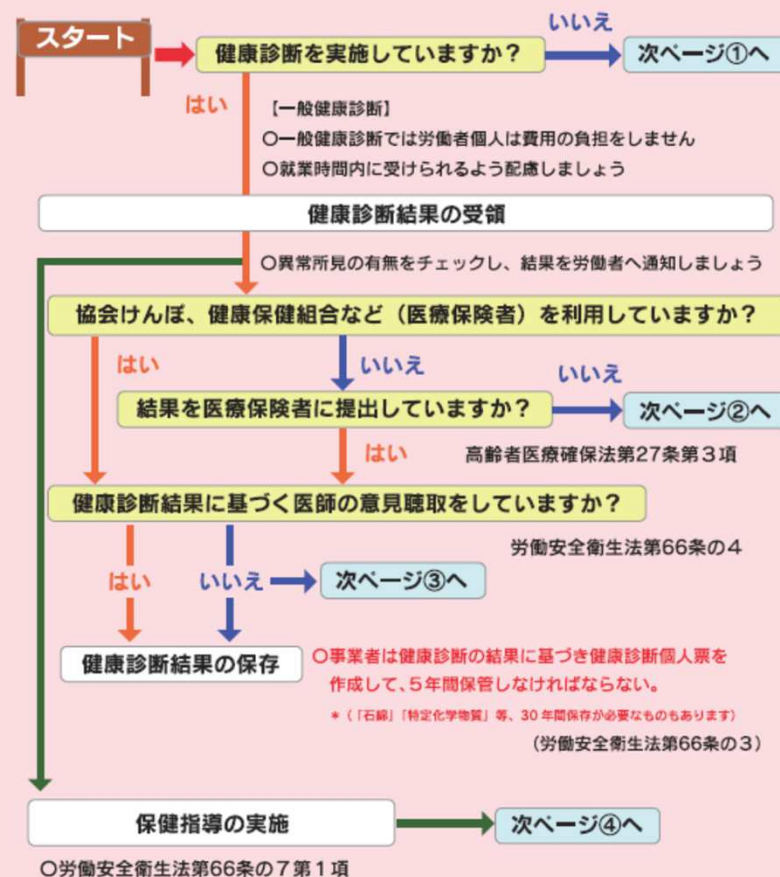
4回の会議

1. 業務の内容を互いに理解

2. 健康診断制度の実施方法について事業場にわかりやすい資料作成

3. それぞれの活動の機会に配布健康診断(健康診査)の実施や保健指導の利用促進を図る

健康診断に関すること、できていますか？



独立行政法人労働者健康安全機構
山口産業保健総合支援センター

〒753-0051 山口市旭通り 2-9-19 山口建設ビル 4F
電話 083-933-0105 FAX 083-933-0106



健診の違い

① 健康診断を実施しましょう (労働安)

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めなければならない。

【健康診断の種類】

- 1 一般健康診断 例) 雇入時健診 (労働者) 定期健診 (1年以内) 深夜業など特定業務
- 2 特殊健康診断 例) 石棉健診、有機溶剤

② 健康診断の結果は本人加入の医療保険者

医療保険者と協働で健康管理を行うために、

③ 異常所見者に係る医師等の意見聴取は

健康診断結果に基づく医師の意見聴取によって (例) 通常の勤務でよい・勤務を制限する必要がある

健康診断結果に基づく医師の意見聴取は、各ご連絡ください。

④ 保健指導を受けましょう

健診後の保健指導	
法 律	労働安全衛生法
目 的	①労働者の健康状態の把握 ②適正配置 ③作業関連疾患の予防
対 象 者	労働者
実施主体	事業者
頻 度	1年以内ごとに1回
費用負担	事業主
担 当 者	産業医、産業保健スタッフ

チェックリスト

事業者の皆様！健康診断に関すること、できて以下の項目で「できていること」「できていないこと」

- ☐ 毎年、定期健康診断を受けている。(労働者の費用負担なし・事業者は労働者に対し、医師による健康診断を行わなければならない)
- ☐ 有害業務 (化学物質、物理的環境、筋骨格負担作業など) が実施、就業に関する意見の聴取を得る必要に応じて労働者の配とれるようになっている。(特殊健康診断)
- ☐ 健康診断結果 (労働者から提供された検査結果を含む) を5年事業者は個人票を作成し一般健診結果は5年間保存しなければ ※健診の種類によって保存期間は異なる。(労働安全規則第5条)
- ☐ 健康診断結果に基づき労働者の就業や職場環境改善に関する意事業者は健康診断結果に基づき、産業医に就業上の措置につならない。(医師の意見聴取 労)
- ☐ 有所見者に生活改善、医療機関受診勧奨・治療継続ができるよ特に、健康の保持に努めると認める労働者に対し医師または保受けさせるよう努めなければならない。(労働安)
- ☐ 労働者の健康の保持増進に努めている。(教育・福利厚生・情例例えば、作業環境管理・作業管理・健康管理・総括管理・労働)
- ☐ 加入している医療保険者に健康診断データを提出している。(高齢者)
- ☐ 特定保健指導対象者には、特定保健指導を受けるよう勧める。

連絡先

健康診断結果についての意見聴取、長時間労働者・高ストレス者への医師の面接指導は各地域窓口 (地域産業保健センター) へ

地域窓口 (各医師会内)

地域名	住所	電話	対象地域
下関	下関市大字町2丁目1-2	083-252-2285	下関市
宇部	宇部市中村3丁目12-5	0836-21-5437	宇部市(船木、吉部、万倉を除く)
徳山	周南市東山町6-28	0834-32-7950	周南市(下松地域の担当を除く)
下松	下松市中央町21-1	0833-41-5234	下松市、光市、柳井市(大島、神代、通崎を除く) 周南市 (大河内、奥関屋、清尾、中村、小松原、原、樋口、八代、安田、呼坂に限る)、熊毛郡
岩国	岩国市室の木町3丁目6-11	0827-21-6454	岩国市、柳井市(大島、神代、通崎に限る)、大島郡、玖珂郡
小野田	山陽小野田市大字東高泊1947-1	0836-84-4470	山陽小野田市、宇部市(船木、吉部、万倉に限る) 美祿市(美東町、秋芳町を除く)
防府	防府市三田尻1丁目3-1	0835-22-0565	防府市、山口市(徳地に限る)
山口	山口市湯田温泉5丁目2-21	083-922-3541	山口市(徳地を除く) 美祿市(美東町、秋芳町に限る)
萩	萩市大字平安古町208番地1	0838-22-0224	萩市、長門市、阿武郡

健康リスクの高い方等の保健指導等は山口産業保健総合支援センター又は徳山地域窓口、各地域窓口 (地域産業保健センター) へ



山口産業保健総合支援センター (電話) 083-933-0105
徳山地域窓口内 (電話) 0834-32-7950

健診のデータ提供・特定保健指導については協会けんぽ 山口支部へ



全国健康保険協会 山口支部

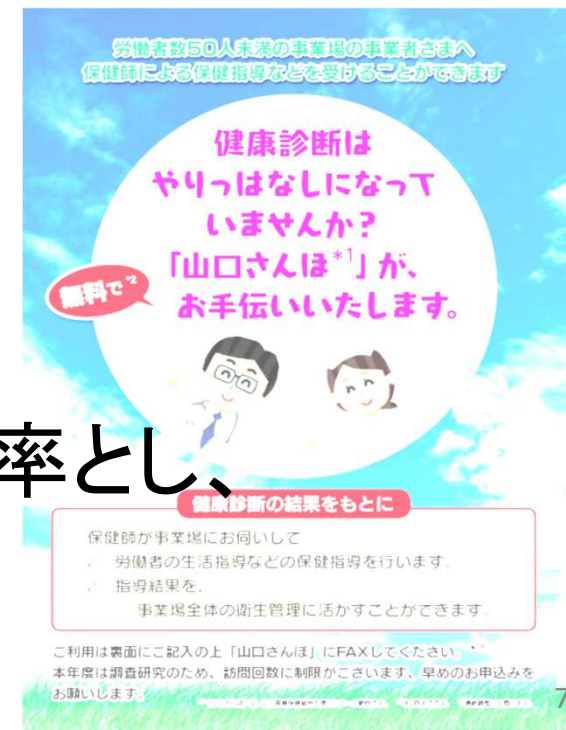
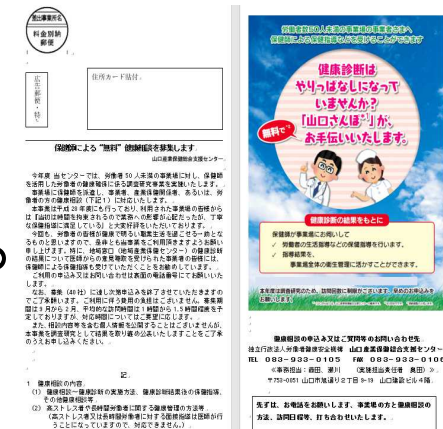
〒754-8522 山口市小郡下郷312-2 山本ビル第3
(電話) 083-974-1501

当センターに保健師を配置することで協会けんぽと同等の立場
作成した資料は年度内に500部しか配布できなかったが、1件の反応
今後効果を見極め、必要な改善を図る必要
(啓発・啓蒙・教育よりも、プロモーションの方がいいのかもしれない。
が協力体制には必要だった。)(働きかけ続けなければならない。)

2-2. 方法(2) 県内全地域へのチラシ配布

- 費用を低く抑える
- 広告郵便物用にデザインを変えた。

- 結局A4サイズチラシ1枚
- 県内労働者数10-49人の事業場に郵送
- チラシ有効発行数に対する訪問実施数の割合を訪問実施率とし、平成29年度の結果と比較



3-1. 結果(2)

提出事業所名
料金別納郵便

住所カード貼付

広告郵便・特

保健所による“無料”健康相談を募集します。

山口産業保健総合支援センター

今年度 当センターでは、労働者 50 人未満の事業場に対し、保健師を活用した労働者の健康確保に係る調査研究事業を実施いたします。事業場に保健師を派遣し、事業者、産業保健関係者、あるいは、労働者の方の健康相談（下記 1）に対応いたします。

本事業は平成 28 年度にも行っており、利用された事業場の皆様からは「当初は時間を拘束されるので業務への影響が心配だったが、丁寧な保健指導に満足している」と大変好評をいただいております。

今回も、労働者の皆様が健康で明るい職業生活を送る一助となるものと思いますので、是非とも当事業をご利用頂きますようお願い申し上げます。特に、地域窓口（地域産業保健センター）の健康診断の結果について医師からの意見聴取を受けられた事業者の皆様には、保健師による保健指導も受けていただくことをお勧めしています。

ご利用の申込み又はお問い合わせは裏面の電話番号にてお願いいたします。

なお、募集（40 社）に達し次第申込みを終了させていただきますのでご了承ください。ご利用に伴う費用の負担はございません。募集期間は 9 月から 2 月、平均的な訪問時間は 1 時間から 1.5 時間程度を予定しておりますが、対応時間についてはご要望に応じます。

また、相談内容等を含む個人情報を開示することはございませんが、本事業を調査研究として結果を取り纏め公表いたしますことをご了承のうえお申し込みください。

記

1 健康相談の内容

- (1) 健康相談～健康診断の実施方法、健康診断結果後の保健指導、その他健康相談等
- (2) 高ストレス者や長時間労働者に関する健康管理の方法等
（高ストレス者又は長時間労働者に対する面接指導は医師が行うことになっておりますので、対応できません。）



健康相談の申込み又はご質問等のお問い合わせ先
独立行政法人労働者健康安全機構 山口産業保健総合支援センター
TEL 083-933-0105 FAX 083-933-0106
《事務担当：森田、瀬川》（実施担当責任者：奥田）
〒753-0051 山口市旭通り 2 丁目 9-19 山口建設ビル 4 階

先ずは、お電話をお願いします。事業場の方と健康相談の方法、訪問日程等、打ち合わせいたします。

郵便局の設定している目的に該当しない ⇒ ボツ

（圧着ハガキは？）

（料金は下がらない、目立つためには定型サイズ外）

3-1. 結果(2)

表 保健指導と健康診断実施時期

	業種	労働者数	健康診断実施	意見聴取
事業場1	医療福祉	19人	11-12月	なし
事業場2	建設	48人	10月	なし
事業場3	製造	30人	9-11月	なし
事業場4	サービス	14人	11-12月	なし
事業場5	医療福祉	10人	2-3月	なし



配布 3,593事業場 H29 2,395事業場
11, 1月 8, 10, 12, 1月
問い合わせ 11事業場 (1か所2回)
保健師訪問 5事業場(0.14%) 11(0.45%)
(平成30年を2倍にして $p=0.039$)
事業場の健康診断は9月以降の実施されていた。

- これまでの利用経験の少ない地域が多い
(よく利用された地域では少なかったかもしれない)
- 健康診断の実施時期と関係ありそう(結果返却で意識)⁹

4-1. 方法(3) 保健師活動の課題

- 保健指導をした5事業場
事業場の業種、労働者数、保健指導者数を
集計した。(保健師2名で行った)
- 平成29年度 保健指導 11事業場
平成31年4月に電話調査
今後の利用意向
利用上の課題
平成30年度のチラシの受け取り

4-2. 結果(3)

	業種	労働者数	本調査研究で保健指導した労働者数	特定保健指導を受けた労働者数
事業場1	医療福祉	19人	4人	0人
事業場2	建設	48人	2人	3人
事業場3	製造	30人	6人	10人
事業場4	サービス	14人	9人	0人
事業場5	医療福祉	10人	2人	0人

当年度 全労働者に指導することはなかった。

(1回の訪問で、時間がかかりすぎない)

特定保健指導と組み合わせていた。

(事業場の意識変化、保険組合との協力)

前年度利用事業場

10/11事業場に電話インタビュー

指導内容もよかったし再度利用したい	2事業場
健康診断結果から判断して今後利用	2事業場
チラシを受け取った	2事業場
特定保健指導を受けた(ついでに全員)	1事業場

前年度利用事業場 保健指導を利用しない

重複あり

- 保健指導後も生活習慣が元に戻った
- 利用希望労働者がいない
- 労働基準監督署の指導で産業医の意見聴取に合わせて保健指導を受けた
- 産業医の意見聴取以外に時間を取ることができない。
製造現場から離れられない、事業場とは別の現場で
仕事がある

5. まとめ

- 保健師による健康診断後の保健指導の実施
事業場のニーズ
- 利用は少なくともこれからも広報活動が必要
健康診断に合わせた案内時期
事業場の目にとまるデザイン(ナッジ理論)
- 保健指導
事業場の業務内容や要望に合わせた調整
保険組合の実施する特定保健指導やその他の保健指導と労働衛生として事業者が行う保健指導の違いが分かりにくい
作成したチラシを活用し、広報周知啓発活動
 現在【保健師活動】に利用中
協会けんぽとは連絡
健康診断に合わせた取り組み 連携は多くない

今後

山口産業保健総合支援センターのターゲット
利用 労働者100-300人の事業場
促進したい 労働者50未満の事業場

協会けんぽを利用する

協会けんぽからの働きかけ(今回)

健康診断を受ける

健診機関からの働きかけ(次)

「仲間(協働できる人)」を増やす